

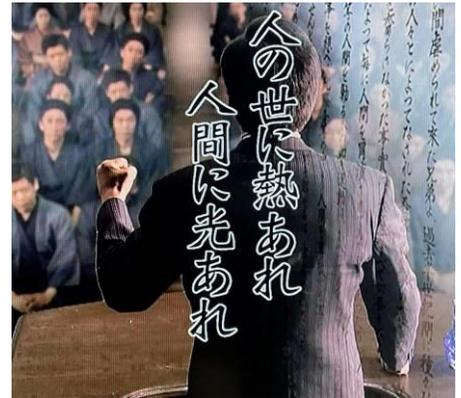
人間に光あれ ～水平社創立から100年～

いわれなき差別からの解放を求めた被差別部落の人たちが**全国水平社**を創立してから、今年で100年を迎えました。差別に苦しむ当事者自身が立ちあがり、社会を変革しようとする水平社の理念は、まさしく日本におけるさまざまな人権運動の“原点”です。

人はみな水平(=平等)であるべきだ。そうした願いから名づけられた水平社は、1922年3月3日、京都市で創立大会が開かれました。大会で読みあげられた“日本初の人権宣言”**「水平社宣言」**(起草は創立メンバーの西光万吉)には、同情や哀れみではなく**「人間を尊敬することによつて」**こそ人は差別から解放されるという強い思いが込められていました。そして、その訴えを**「人間を冒涇(ぼうとく)してはならぬ」と社会全般に普遍化**したことに、水平社宣言の大きな意義がありました。

戦後、日本国憲法で「法の下での平等」がうたわれても、差別は続きました。1965年に部落問題の解決を「国の責務」と指摘した同和对策審議会答申をうけ、政府は同和对策事業を実施し、被差別部落の生活環境は大きく改善されました。こうした取組により**部落問題は解決に向けて進んではいるものの、結婚をめぐる差別などがいまだに残り、インターネットでは偏見に満ちた書き込みなどがあとを絶ちません**。さらに、国籍や民族、障がい、性別、性自認などを理由とした攻撃も絶えることなく、日本の人権状況は非常に深刻です。

こうした社会を見つめたとき、水平社宣言は決して過去の遺物などではありません。水平社宣言の結び**「人の世に熱あれ、人間に光あれ」**は、100年が経過した今でも色あせることのないメッセージです。この言葉の重みをかみしめて**互いを尊敬しあえる社会の実現**をめざし、次の100年に向けて**“反差別”**のバトンを受け継いでいかねばなりません。



7月5日(火) 人権講演会

戦火の子どもたちに学んだこと ～アフガン、シリア、ウクライナを取材して～



フリージャーナリスト・「イラクの子どもを救う会」代表 にしたにふみかず **西谷文和さん**

中東のアフガニスタン、シリア、イラク、そしてウクライナ……これまで訪れた世界各地の紛争地は、数知れず。戦争という行為が引き起こす悲惨な状況や、教育はおろか食事さえままならない状態にある紛争地の子どもたちなどを取材し、戦争の“リアル”を社会に発信しておられます。

西谷さんは最新の取材映像を交えながら、ニュースや新聞ではほとんど報道されない戦争の実態についてはもちろん、「戦争が続くことによって儲かる人たちがいる」という背景(一部の人たちにとっては**“戦争=利権”**)についても、たいへん分かりやすく話をしてくださいました。

西谷さんの**「戦争とは、年長者が命令して若者が命を落とすものである」**という言葉からは、太平洋戦争における

“人間=兵器”の無謀な特攻作戦がまっさきに頭に浮かびました。戦争の本質というもの

は昔も今もまったく同じなのか……ということ、痛感させられました。

ご講演の最後には、西谷さんご自身の経験から、学ぶことの意味や大切さについて実感の込めたあたたかいメッセージをいただきました。生徒にとっても職員にとっても、多くの貴重な学びを得られたご講演でした。西谷さん、本当にありがとうございました。

西谷さんのご講演を聞いて生徒たちが寄せてくれた感想文を、ほんの一部ですが以下に紹介します。

- ・(紛争地の取材映像を見て) 爆弾が落ちてきてもまったく騒ぐ様子のない人びとの姿を見て、そうした状況が日常になってしまっていることの異常さに驚かされました。
- ・「湾岸戦争はたった一人の少女のウソで始まった」ということにとっても驚いたとともに、ウソによって失われた命がたくさんあると思うと、とても悲しくつらいことです。情報を操作して国民や兵士をだましているのは、絶対に許せないことだと感じます。
- ・(西谷さんと交流があった) 中村哲さんの「武力ではなく小麦や米で平和を勝ち取る」という言葉が、すごく心に響きました。
- ・西谷さんの「AかBかではなく、Cがあるはず」という言葉が心に残りました。二択で決めてしまうのではなく、いろいろな視点から物事を見て「C」という最善策を出すことによって、(戦争の)犠牲を減らすことができると思います。
- ・「爆弾こそ落ちてはこないが、年間2万人もの人たちが自殺している日本という国は、本当に平和といえるのか?」という(西谷さんからの)問いかけには、平和の意味について改めて考えさせられました。



1 学期人権・同和教育LHR (学習内容の紹介)

1年: ①インターネットと人権 ②いじめをなくすために～よい人間関係を築くには～

①では、インターネットでの人権侵害の具体例について「なぜしてはいけない行為なのか」を考えました。また、ネットによる人権侵害から自分を守るために気をつけるべきことについても学習しました。②では、「いじめ問題」についていじめる立場はもちろん、傍観したり加担したりする立場も絶対に許されないことについて確認しました。

2年: 同和問題に向き合う

同和問題学習のスタートとして、1時間目は被差別部落の歴史(中世からいわゆる「解放令」まで)について学習しました。2時間目は部落差別の問題に向き合ってきた若者たちの姿を紹介するDVDを視聴しながら、**私たち一人ひとりが同和問題に関する正しい知識をもつことが、まずは不合理な差別をなくしていくための第一歩である**ことを確認しました。2学期以降も、同和問題学習をさらに深めていきます。

3年: 差別と闘う人間になるために(公正な採用選考について)

1時間目は、社用紙(かつての就職応募用紙)と**全国高等学校統一用紙(いわゆる統一応募用紙)**を比較し、統一応募用紙では差別選考につながる項目が削除されていることを知りました。2時間目は、面接試験での質問のうち「**就職差別につながるおそれのある12項目**」(本人の適性や能力と関係のない事柄、本人の自由であるべき事柄)について学習し、その対応(「**申し訳ありませんが、今のご質問には学校の指導でお答えできません**」と返事をする)も確認しました。そして、こうした対応をとることが、差別をなくすために私たちにできる具体的な行動の一つであることを理解しました。